

中期目標及び中期計画原案へ文部科学大臣の修正等意見が 反映されなかった場合の対応について（案）

○問題意識

文部科学大臣が修正（追加及び削除を含む。以下同じ。）又は検討を求めた記述について、中期目標及び中期計画原案へ反映されなかった場合、文部科学大臣はどのように対応すべきか。

○対応案

1. 文部科学大臣は、修正又は検討を求めた記述について、中期目標及び中期計画原案への反映状況を確認する。
修正を求めた記述・・・一部あるいは全部反映されていない場合は、法人に理由を求める。
検討を求めた記述・・・検討内容と中期目標及び中期計画原案等への反映状況について、法人に説明を求める。

↓
2. 法人の回答内容について国立大学法人評価委員会で審議をし、不十分と判断されるものは、必要な対応について文部科学大臣に対し意見を述べる。

↓
3. 文部科学大臣は、国立大学法人評価委員会の意見を踏まえ、所要の対応を行う。
修正を求めた記述・・・中期目標 文部科学大臣が、適切な内容に修正する。
中期計画 文部科学大臣は、適切な内容を確認した上で認可を行う。
検討を求めた記述・・・法人に改めて理由を確認し、基本的にそれを尊重する。